

平成25年7月4日(木曜日) 第 2502 号

発 行 禬

印 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

#### 次 目

頁 ○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (こども政策課) 1 示 ○有害興行の指定……………………(こども家庭課) 3 ○特定計量器の定期検査の実施………(商工政策課) 3 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 4 ○建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課)4 告 小 ○軽油引取税に係る免税証の無効公告……(税務課) 5

○宮崎県機械技術センターの指定管理者の指	定の	
申請の手続の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(産業振興課)5	
○土地改良区の定款変更の認可(2件)	(農村整備課) 6	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(管理課) 6	
○都市計画の変更の案の縦覧(6件)	(都市計画課) 6	
○入札公告······	8	
教育委員会告示		
<b>教育委員会告示</b> ○平成26年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、	宮崎	
○平成26年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、	立都	
<ul><li>○平成26年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、 県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県</li></ul>	立都	

## 

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第34号

## 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和45年宮崎県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(児童福祉施設の長等の届出)

第11条 省令第27条<u>(省令第51条の2において準用する場合を含む</u> 。) の規定による届出は、入所児童の変動届出書(別記様式第21 号) によってしなければならない。

(在所期間の延長決定通知)

第12条 知事は、法第31条第1項から第4項まで又は法第63条の2 第1項若しくは第2項に規定する措置を採ることを決定したとき は、在所期間延長決定通知書(別記様式第22号)により、関係の 児童福祉施設若しくは指定医療機関の長又は児童自立生活援助事 業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。 (里親名簿)

に準ずる場合を含む。) の養育里親名簿は、里親名簿(別記様式

第23号) によるものとする。

(売却の方法)

で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければならな い。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するお それがある物又は公告の後競買人がない物については、この限り でない。

2 [略]

(公告の方法)

(児童福祉施設の長等の届出)

第11条 省令第27条の規定による届出は、入所児童の変動届出書( 別記様式第21号)によってしなければならない。

改正後

(在所期間の延長決定通知)

第12条 知事は、法第31条第1項から第4項までに規定する措置を 採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書(別記様式 第22号)により、関係の児童福祉施設若しくは指定医療機関の長 又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通 知するものとする。

(里親名簿)

第13条 法<u>第34条の18</u>(省令第36条の47の規定により法<u>第34条の18</u>|第13条 法<u>第34条の19</u>(省令第36条の47の規定により法<u>第34条の19</u> に準ずる場合を含む。) の養育里親名簿は、里親名簿(別記様式 第23号) によるものとする。

(売却の方法)

第16条の4 法第33条の2第2項の規定により売却を必要とする物 | 第16条の4 法第33条の2の2第2項の規定により売却を必要とす る物で高価と認められるものは、公告して競売に付さなければな らない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失す るおそれがある物又は公告の後競買人がない物については、この 限りでない。

2 [略]

(公告の方法)

第16条の5 法<u>第33条の2</u>第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記して14日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、県の公報又は新聞紙に掲載して行うものとする。

(遺留物への準用規定)

第16条の6 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法<u>第33条の2</u>第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について、これを準用する。

(最低基準実施の監督のための立入調査等)

第19条の2 <u>法第46条第1項に規定する監督のための立入調査等を</u> <u>行うときは</u>、身分証明書(別記様式第32号の3)<u>を携帯する</u>もの とする。

## 様式第21号

「略]

「略]

児童福祉法施行規則<u>(第51条の2において準用する)</u>第27条の規定により、届出を要する事実が生じたので次のとおり 届け出ます。

[略]

### 様式第22号

[略]

「略]

児童福祉法第31条第1項(第31条第2項、第31条第3項、第31条第4項、第63条の2第1項、第63条の2第2項)の規定により、次のとおり在所期間の延長を決定したので通知します。

[略]

様式第23号の2 (第13条の2関係)

[略]

添付書類

1 • 2 [略]

3 法<u>第34条の19</u>第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

4 [略]

[略]

様式第23号の3 (第13条の2関係)

[略]

添付書類

1 • 2 [略]

3 法<u>第34条の19</u>第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

4 • 5 [略]

様式第32号の3

表

[略]

上記の者は、児童福祉法第46条の規定による最低基準<u>実施</u>の 監督を行う者であることを証明する。

裏

〔最低基準の制定〕

児童福祉法第45条 <u>厚生労働大臣</u>は、児童福祉施設の設備及 び運営<u>並びに里親の行う養育</u>について、<u>最低基準</u>を定めな ければならない。 第16条の5 法第33条の2の2第4項に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記して14日間当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、貴重と認められる物については、県の公報又は新聞紙に掲載して行うものとする。

(遺留物への準用規定)

第16条の6 前2条の規定は、法第33条の3第2項において準用する法<u>第33条の2の2</u>第2項の規定による売却及び同条第4項の規定による公告について、これを準用する。

(身分証明書)

第19条の2 <u>法第46条第2項において準用する法第18条の16第2項</u> <u>の身分を示す証明書は</u>、身分証明書(別記様式第32号の3)<u>による</u>ものとする。

様式第21号(第11条関係)

「略]

「略]

児童福祉法施行規則第27条の規定により、届出を要する事 実が生じたので次のとおり届け出ます。

[略]

様式第22号(第12条関係)

[略]

「略]

児童福祉法第31条第1項(第31条第2項、第31条第3項、 第31条第4項)の規定により、次のとおり在所期間の延長を 決定したので通知します。

「略]

様式第23号の2 (第13条の2関係)

[略]

添付書類

1 • 2 [略]

3 法<u>第34条の20</u>第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

4 [略]

[略]

様式第23号の3 (第13条の2関係)

[略]

添付書類

1 • 2 「略]

3 法<u>第34条の20</u>第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

4 • 5 [略]

様式第32号の3(第19条の2関係)

耒

[略]

上記の者は、児童福祉法第46条の規定による最低基準<u>維持の</u> ための監督を行う者であることを証明する。

裏

〔児童福祉施設の設備及び運営についての基準〕

児童福祉法第45条 <u>都道府県</u>は、児童福祉施設の設備及び運営について、<u>条例で基準</u>を定めなければならない。

\_〔里親の行う養育についての基準〕

第45条の2 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基

児童福祉法第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条

第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児

童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児

童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して

質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類

その他の物件を検査させることができる。

準を定めなければならない。

[略]

[略]

〔最低基準維持のための監督〕

〔最低基準実施の監督〕

児童福祉法第46条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持 するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び 里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事 務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくは その施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査 させることができる。

[略]

[略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 宮崎県告示第 408号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎 県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行と して次のものを指定した

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

した。				

指定番号	種類	題   名	製作•配給会社名	指定年月日
25年-18	映画	恥ずかしい失禁 巨乳と生尻	坂本組 <新日本映像>	平成25年 6 月24日
25 -19	映画	巨乳奥様 エッチで御免なさい	池島組 <オーピー映画>	月24日
25 -20	映画	団地妻・愛染恭子 かまきり熟女	北沢組 <新日本映像>	
25 -21	映画	乱れ若妻 いやらしい指	加藤組 <オーピー映画>	
25 -22	映画	女警備員 まさぐり巡回	国沢組 <オーピー映画>	
25 -23	映画	愛欲霊女 潮吹き淫魔	後藤組 <オーピー映画>	
25 - 24	映画	あえぎ妻 腋毛の淫臭	佐藤組 <新東宝映画>	
25 - 25	映画	絶頂くらべ 人妻の味	深町組 <新東宝映画>	
25 -26	映画	飛び出す 悪魔のいけにえ レザーフェイス一家の逆襲 (原題)TEXAS CHAINSAW 3 D	日活 (アメリカ)	
25 -27	映画	ABC・オブ・デス (原題)THE ABC's of DEATH	キングレコード (アメリカ、ニュージーランド )	
25 -28	映画	V/H/S シンドローム (原題)V/H/S	クロックワークス (アメリカ)	
指定理由		- 学の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗影 と誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。	展性若しくは残虐性を生ぜしめ、3	又は青少年の

## 宮崎県告示第 409号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次の とおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特 定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1

項各号のいずれかに該当する場合は、平成25年11月1日から平成25 年11月29日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器 の所在の場所で実施する。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		4 日(不曜日) 弗	2502 万	
対象とな る特定計 量器	検査期日	検査受付 時 間	検査場所	検査区域
質量計	8月7日	午前11時から 午後 5 時まで	えびの市 役所真幸 出張所	えびの市全域
	8月8日	午前9時から 午後5時まで	飯野地区 コミュニ ティセン ター	えびの市 全域
	8月9日	午前9時から 午後2時30分まで	えびの市 役所	えびの市 全域
	8月7日	午前 8 時30分から	宮崎県計	えびの市
	から10月	午後 5 時15分まで	量検定所	全域
	9日まで			
質量計	8月21日	午後2時から 午後5時まで	椎葉村開 発センタ	椎葉村全域
	8月22日	午前9時30分から 正午まで	諸塚村中 央公民館	諸塚村全域
	8月22日	午後2時30分から 午後5時まで	北郷区林 業センター1階研	美郷町全 域
	8月23日	午前9時から 午前11時まで	修室 西郷区ニューホープセンタ	美郷町全域
	8月23日	正午から 午後2時まで	南郷区多 目的セン	美郷町全域
	8月21日 から10月 23日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	椎葉村、 諸塚村、 美郷町全 域
質量計	8月28日	午前10時から 午後5時まで	門川町役場	門川町全域
	8月29日	午前9時から 午後5時まで	日向市役 所	日向市全
	8月30日	午前9時から 正午まで	東郷総合 支所	日
	8月28日	午前 8 時30分から	宮崎県計	門川町、
	から10月 30日まで	午後 5 時15分まで	量検定所	田向市全 域
質量計	9月5日	午後 1 時30分から 午後 5 時まで	北方町総合支所	
	9月6日	午前 9 時30分から 正午まで	北川町総合支所	延岡市北
	9月6日	午後 1 時から 午後 3 時30分まで	北浦町総 合支所公	方町、北 川町、北

			用車車庫	浦町全域	
	9月5日	午前 8 時30分から	宮崎県計		
	から11月	午後 5 時15分まで	量検定所		
	6日まで				

## 備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。

## 宮崎県告示第 410号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区 域に指定する。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 浮田鳥越地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結 んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地 の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号		標柱	の	存する土地
1	宮崎市大	字浮田	字鳥起	或2670
2	"	//	//	2671
3	"	"	//	2673 - 1
4	"	"	//	2685
5	"	//	//	2687 — □
6	"	//	//	2687 — □
7	"	"	//	2687 — □
8	"	//	//	2687 — □
9	"	//	//	2687 — □
10	"	//	//	2689
11	"	"	//	2682 - 1
12	"	"	//	2681 - 1
13	"	"	//	2674

## 宮崎県告示第 411号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者	位	置		の概要 -トル)	指 定 年月日
ш.)	1 1			幅員	延長	7710
(小林) 25-3	株式会社 栄興住宅 代表取締 役原田武 寛	小林市真 原1118番 番 4		6. 13 ~ 9. 10 4. 96 ~ 4. 97	32. 26 9. 19	平成25 年 6 月 14日

#### 宮崎県告示第 412号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者	位	置		の概要 -トル)	指 定 年月日
田勺	Д			幅員	延長	十月日
(小林)	山形幸次	えびの市	大字小田	6.00	39. 42	平成25
25 - 4	郎、境田	字小田西	100番 3		23. 52	年6月
	政照	、 100番	5、大字			19日
		栗下字北	田 274番			
		4 , 274	番7			

## 公告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類
   20ℓ券3枚
- 2 用途 農業等
- 3 記号及び番号 20ℓ券E 2300020~E 2300022
- 4 有効期間 平成25年 4月 5日から平成26年 2月20日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称 有限会社高橋石油店
- 6 紛失年月日 平成25年 6 月19日

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2 の規定により、宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定の申請 の手続について次のとおり公表する。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県機械技術センター
- (2) 所在地 宮崎県延岡市大武町39番地82
- (3) 設置目的 宮崎県機械技術センター内における機械設備の利用施設並びに機械金属工業に関する知識及び技術の修得施設
- 2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 機械設備の利用に関する業務
- (2) 施設(附属設備を含む。)及び機械設備の維持及び保全に関する業務

- (3) 機械金属工業に係る知識及び技術の修得に関する業務
- (4) 材料試験及び検査測定に関する業務
- (5) 使用料及び手数料の徴収に関する業務
- (6) (1)から(5)までの業務に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県機械技術センター管理規則(平成17年宮崎県規則第77号)第13条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定 し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第 167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第11項の規 定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該 処分の日から起算して 2 年を経過した者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、宮崎県機械技術センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県機械技術センター 指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類 等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県機械 技術センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管 理候補者を選定する。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部産業振興課技術 支援担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880

- -8501 電話番号0985 (26) 7114
- (2) 配布期間 平成25年7月4日から平成25年9月12日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
  - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成25年8月12日から平成25年9月12日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県商工観光労働部産業振興課技術支援担当 宮崎県宮崎市 橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26) 7114
- 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区(宮崎市)から平成25年 4 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第 2 項の規定により 、柳瀬土地改良区(新富町)から平成25年 4 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者				処分の内容	処分の原因と	加入なした年日ロ	
許可番号	商号又は名称	代表者	香の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした年月日	
宮崎県知事許可(般-23)第4757号	杉田組	杉田	重幸	宮崎県宮崎 市佐土原町 松小路7- 3	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事 業	平成25年5月 10日付けで廃 業した旨の届	平成25年 5 月10日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第1519号	㈱亀元建設	亀元	雅樹	宮崎県都城 市太郎坊町 1978-2	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成25年 5 月 9 日 "	平成25年5月9日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-22)第9433号	(有)峰壽園	川原	康聖	宮崎県小林 市野尻町東 麓3143	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業 、しゅんせつ工事業、 造園工事業、水道施設 工事業	平成25年 5 月 20日 "	平成25年 5 月20日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-20)第 11302号	(有)上園建設	上園	芳文	宮崎県小林 市大字堤33 67-15	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、塗装 工事業、造園工事業、 水道施設工事業	平成25年 5 月 28日 "	平成25年 5 月28日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-23)第9815号	野尻地区建設事業(同)	後藤	畩利	宮崎県小林 市野尻町東 麓1417-36	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、ほ装工事業、水 道施設工事業	平成25年 5 月 30日 "	平成25年 5 月30日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第 12340号	衛藤組	衛藤	康雄	宮崎県宮崎 市高岡町内 山2985-8	一般	大工工事業、とび・土 工工事業	平成25年 5 月 27日 "	平成25年 5 月27日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-24)第3494号	(有)田崎建設	田崎	易	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字三田 井5701-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成25年 4 月 30日 "	平成25年 4 月30日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-22)第 12046号	黒木防災	黒木	憲一郎	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字押方 352-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	平成25年 5 月 14日 "	平成25年 5 月14日 (全廃業)	

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路 3 · 4 · 201号 穂満坊土器田線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市高城町大字穂満坊字花立の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 都城広域都市計画道路 3 · 5 · 201号 高城山之口線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市高城町大字穂満坊字大丸、字小金丸、字花立の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用 する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更し たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 都城広域都市計画道路 3 · 5 · 251号 麓富吉線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市山之口町大字花木字飯起の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 都城広域都市計画道路 3 · 5 · 253号 運動公園線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分

131

- (2) 削除する部分
  - 都城市山之口町大字花木字ケガ島、字高川原田の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが できる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
  - 都城広域都市計画道路 3 · 6 · 5 号 駅前通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

都城市山田町大字中霧島字中堀の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画道路 3・6・7号 谷頭本通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分なし
- (2) 削除する部分 都城市山田町大字中霧島字内堀の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都 城市土木部都市計画課

(2) 期間

平成25年7月4日から平成25年7月18日まで

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 宿直及び交替制勤務職員のための寝具の 賃貸借及び保守契約
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、一切の諸経費を含めた寝具1組当たりの月額単価を記載すること

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数がある ときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約 であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品が仕様を満たし、数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 本件の借入物品について、保守、修理等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 宮崎県下において、寝具の供給交換を年間通じて実施できる 体制を有している者であること。
- (5) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
  - ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2 条第2号に規定する団体をいう。
  - イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
  - ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団 の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する 者をいう。
  - (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(昭和27年法律第 172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 2 25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成25年8月14日 (水)午後5時までに下記12の場所に提出(土曜日及び日曜日を 除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。

また、当該書類を郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成25年8月14日(水)午後5時必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これ に応じなければならない。

- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成25年7月4日(木)から平成25年8月15日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成25年7月4日(木)から平成25年8月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

- (2) 日時 平成25年7月22日(月)午後2時
- 8 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成25年8月16日(金)午後2時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be Lease: Bedding, 344sets
- (2) Time limit for tender 2:00 p.m. 16 Aug, 2013
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.

TEL:0985-31-0110

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第5号

平成26年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学 校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選 抜要綱をここに公表する。

平成25年7月4日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子 平成26年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高 等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学 校入学者選抜要綱

## 1 募集人員

(1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

40人

(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

80人

(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

平成26年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で 、宮崎県内に居住している者

3 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「平成26年度宮 崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目

- 」(以下「実施細目」という。)による。
- 4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果 を資料として行う。

- 5 入学者選抜検査会場
- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
  - ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 729)

電話番号 0985 (24) 3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番2

電話番号 0982 (33) 4980

- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2) 電話番号 0985 (48) 1021
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号) 電話番号 0986 (23) 0223
- 6 日程
- (1) 入学者選抜検査

平成26年1月18日(土)

(2) 入学者選抜検査結果通知の投函 平成26年1月22日(水)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等 学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定 めるところによる。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条 第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成25年7月4日

宮崎県公安委員会委員長 山 﨑 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取	4 号警備業務	平成25年9月17日(火)から	15名
得講習		、同月25日(水)まで(土、日	
		曜、祝日を除く。)	

## 2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責 任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育 責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教 育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を 有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間 に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3年以上である者とする。

## 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター) 電話0985-58-1570

## 4 受講申込書の提出方法等

## (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

## (2) 提出日時

警備業務の区分	İ	是	出	H	時
4 号警備業務	平成25年8月	] 5日	(月)	から、	同月16日(金
	) まで (土、	日曜	を除く	。) 0	午前9時から
	午後5時まで	で			

## (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての 代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

## (4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

## 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務区分	手数料
新規取得講習	4 号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。